

現場説明書（その他委託：見積合せ）

1. 件名 「見積合せ通知書」記載のとおり
2. 期間 「見積合せ通知書」記載のとおり
3. 参加条件

(1) 見積合せ参加条件

- ① 見積書提出締切日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当しないこと。
- ② 見積書提出締切日において、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づき、一般競争入札への参加の停止又は指名競争入札の指名の停止（以下「入札参加停止」という。）の措置を受けていないこと。
- ③ 見積書提出締切日において、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、枚方市暴力団排除条例（平成24年枚方市条例第45号）第8条の規定による措置を受けていないこと。
- ④ その他、入札参加停止の措置事由に該当し、見積合せに参加させることが適当でないと認められる者でないこと。

(2) 同一見積合せへの参加制限

資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係（次に掲げる関係をいう。以下同じ。）にある者同士は、同一の見積合せに参加することができない。

なお、以下の「子会社等」・「親会社等」は、会社法に定めるものとし、「役員」は、国土交通省通達「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成27年3月6日付け国地契第91号）に定めるものとする。

ア 資本関係

- 1) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- 1) 一方の会社等の役員*が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員*が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 事実上一体とみなす関係

- 1) 一方の会社等の役員*と他方の会社等の役員*が、同居している場合
- 2) 一方の会社等*と他方の会社等*の本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む。）の所在地が、同一場所である場合
- 3) 一方の会社等*と他方の会社等*の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、同一である場合

（*には個人事業主を含む。）

4. 見積条件

(1) 見積合せについて

・見積書は、代表者印を押印の上、下記提出期限（必着）までに下記提出先にFAX送信又は持参（郵送可）すること。指定した提出先及び提出期限までに到達しなかった見積は無効する。なお、FAX送信した場合、改めて見積書原本を提出する必要はない。ただし、FAXで提出する見積書にも、代表者印の押印は必要。

・後日、決定業者に連絡する。

・参加業者には見積合せの結果について別途連絡する。

<見積書提出先> 契約課（枚方市役所本館3階）：FAX番号 072-841-2015

<見積書提出期限> 「見積合せ通知書」記載のとおり

(2) 見積書

本市所定の見積書を使用すること。

※ 見積書は、各案件個別の様式を仕様書とともにメールにて送付する。

(3) 見積の辞退

指名を受けた者が見積を辞退するときは、見積書提出期限までに、見積辞退届を契約課に提出すること（FAX送信又は持参（郵送可））。なお、FAX送信した場合、改めて見積辞退届の原本を提出する必要はない。

※ 見積を辞退した場合も、これを理由として以降の指名等で不利益な取扱いは受けない。

※ 様式は、「枚方市ホームページ」→「産業・しごと」→「入札・契約情報」→「様式ダウンロード」→「その他委託（見積合せ）様式」よりダウンロード（任意の様式でも可。）すること。

(4) 見積の無効

次のいずれかに該当するときは、その見積は無効となる。

- ① 見積合せ参加資格の要件を満たさない者が行った見積又は本市の確認を受けていない代理人が行った見積
- ② 指定の日時まで提出又は到着のなかった見積
- ③ 見積者の記名押印のない見積
- ④ 同一の見積合せにおいて見積者又はその代理人が2以上の見積を行ったその全部の見積
- ⑤ 同一の見積合せにおいて見積者又はその代理人がそれぞれ見積を行ったその双方の見積
- ⑥ 資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係にある者同士がそれぞれ見積を行ったその双方の見積
- ⑦ 見積金額又は見積者の氏名その他主要部分が識別し難い見積
- ⑧ 見積合せに関し、不正な行為により行われ、又は不正な行為があると疑うに足りる事実がある見積
- ⑨ 金額を訂正した見積
- ⑩ 前各項に掲げるもののほか、見積合せに関する条件に違反した見積

(5) 見積合せの中止等

次のいずれかに該当するときは、見積合せを中止し、又は見積合せ期日を延期することがある。

- (1) 不正な見積が行われるおそれがあると認めるとき。
- (2) 災害その他やむを得ない理由があると認めるとき。
- (3) 見積者が2人に満たないとき。ただし、当該業種の指名基準に適合する全登録業者を対象として実施した案件の場合は、この限りでない。

5. 決定方法

- (1) 受注者の決定に当たっては、見積金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積参加者は、消費税（消費税及び地方消費税）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (2) 予定価格の範囲内で最低価格の見積書を提出した者を受注者とする。
- (3) 決定となるべき同価格の見積をした者が2人以上あるときは、当該見積をした者でくじを引き、決定する。この場合においてはくじを辞退することはできない。
- (4) 最低価格が予定価格の範囲内でない場合、最低価格の見積書を提出した者と協議し、予定価格の範囲内となった場合は、受注者と決定する。

6. 契約条件

- (1) 契約書及び契約約款は本市所定のものによる。

(2) 契約の締結は、決定業者の承諾を得たときは、情報通信の技術を利用する方法（電子契約）により行う。

(3) 契約保証金《契約金額の100分の5に相当する額以上》

※契約金額が130万円以上の場合に限る。

① 契約保証金の種類

ア. 現金

イ. 国債、地方債その他政府の保証のある債権、金融債、公社債又は市長が確実と認める社債（ただし、有価証券の担保の価値は、額面金額の100分の80とする。）

ウ. 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払い保証をした小切手

エ. 銀行、市長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

〔注〕保証事業会社（前払保証事業会社）の保証については、業種・契約条件において適用できない場合がある。

② 契約保証金の免除

ア. 本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券の提出（電磁的方法であって本市が認めた措置を含む。）があったとき。

イ. 債務の履行を保証する工事履行保証契約を締結し、当該保険証券の提出（電磁的方法であって本市が認めた措置を含む。）があったとき。

(4) 支払条件

「見積合せ通知書」記載のとおり

※ なお、前払金は「枚方市公共工事の前払金に関する規則」に基づいて支払うものとする。また、契約書の支払条件により前金払とすることがある。

7. 契約を締結しない場合

決定業者が次のいずれかに該当する場合は、当該決定業者と契約を締結しない。この場合において、当該決定業者は違約金として決定金額の100分の3に相当する金額を本市に支払わなければならない。

(1) 見積書提出締切日又は見積書提出締切の日の後に見積合せ参加資格の要件を満たさないこととなった場合

(2) 見積書提出締切日又は見積書提出締切の日の後に見積合せ参加排除条件に該当することとなった場合

8. 談合その他不正行為の対応

本案件について、談合等その他不正行為が認められた場合は、公正取引委員会及び警察当局へ通報するなど、厳正に対応するので了知されたい。

9. 再委託等の禁止

次のいずれかに該当する者を本業務において受任者又は下請負人とすることを禁止する。

(1) 入札参加停止の措置を受けている有資格者

(2) 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に規定する次のいずれかに該当する者

① 入札等除外者

② 所轄の警察署又は大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報等に係る者

③ 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者

10. その他

発注者が枚方市上下水道事業管理者（枚方市病院事業管理者又は枚方寝屋川消防組合管理者）である場

合は、上記2以降の説明において「枚方市」は「枚方市上下水道局（市立ひらかた病院又は枚方寝屋川消防組合）」、「枚方市長」は「枚方市上下水道事業管理者（枚方市病院事業管理者又は枚方寝屋川消防組合管理者）」、「枚方市契約規則」は「枚方市契約規則の例（市立ひらかた病院契約規程又は枚方寝屋川消防組合契約規則）」と読み替えるものとする。

11. 記載例

〔見積書記載例〕

住 所 枚方市大垣内町2-1-20（会社の住所）

見積者 ○○○○○株式会社（会社名）

氏 名 代表取締役 枚方太郎（代表者の職・氏名） 印（代表者印）

枚方市 市長